

「ムーンショット型研究開発事業／
2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」
に係る公募要領

2020年2月20日
2020年4月8日更新
2020年5月14日更新

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部
ムーンショット型研究開発事業推進室

1. 件名	3
2. 事業概要	3
(1) 背景・目的	3
(2) 事業内容	3
(3) 事業期間	4
(4) 予算規模・事業規模	4
3. 応募要件	5
4. 提出期限及び提出先	5
5. 応募方法	6
(1) 提案書の作成に当たって	6
(2) 提案書に添付する書類	6
(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合	6
(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録	6
6. 秘密の保持	7
7. 委託先の選定	7
(1) 審査の方法について	7
(2) 審査基準	7
(3) 委託先の公表及び通知	8
(4) スケジュール	9
8. 留意事項	9
(1) 契約	9
(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託	9
(3) 研究開発計画の見直しや中止	9
(4) 事業化計画書	9
(5) PM 候補者研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入	9
(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	9
(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入	9
(8) 追跡調査・評価	10
(9) 知財マネジメント	10
(10) データマネジメント	10
(11) 「国民との科学・技術対話」への対応	10
(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	10
(13) 研究活動の不正行為への対応	11
(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	13
(15) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用	13
(16) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表	13
(17) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	13
(18) 重複の排除	14
(19) 研究開発資産の帰属・処分について	14
(20) 使用言語	14
9. 説明会の開催	15
10. 問い合わせ先	15
11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート	15
関連資料	15

「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」
に係る公募について

(2020年2月20日 [公開](#)、[4月8日更新](#)、[5月14日更新](#))

※更新について

[2020年4月8日 赤字下線部分 \(p.1, 3, 5, 6, 9, 14-17\) を更新しました。](#)

[2020年5月14日 青字下線部分 \(p.1, 3, 5, 9\) を更新しました。](#)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から「ムーンショット型研究開発事業」を実施する予定です。この事業への参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本公募は、ムーンショット目標のうち「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」を対象としています。

1. 件名

ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現

2. 事業概要

(1) 背景・目的

総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）において、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進することが決定されました。

NEDOは、当該研究開発に係る業務を行う研究推進法人として、基金を設置し、ムーンショット目標（以下「MS 目標」という。）を達成するために、基本計画に基づき挑戦的な研究開発を推進します。

(2) 事業内容

本公募の対象とする MS 目標は、

「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

です。

公募対象となる研究開発の分野・領域については、ムーンショット目標4「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」、研究開発構想及び次項①を参照してください。

①研究開発構想の補足説明

研究開発構想における3. 研究開発の方向性について以下のとおり補足します。

本事業では、地球環境再生のため、地球温暖化問題の解決（クールアース）又は環境汚染問題の解決（クリーンアース）を目的とした研究開発を行います。

持続可能な資源循環の実現のために、循環の対象とする物質は、地球温暖化問題や環境汚染問題の要因となっている物質のうち、以下のいずれかに該当する、従来技術では回収が難しいものに限ります。したがって、現在環境に排出されていない物質や、従来技術で回収が容易な状態にある物質に関する循環は本公募の対象外となります。

- 広く環境に拡散された物質
- 低濃度な状態で環境へ放出される物質

上述の対象物質に対して持続可能な資源循環を実現する方法については、以下のいずれかに該当する技術による方法を対象とします。

- 対象物質を回収し有益な資源に変換する技術
- 対象物質を分解又は無害化する技術

なお、対象物質を回収し有益な資源に変換する方法については、回収もしくは変換どちらかのみを開発する部分提案も可としますが、残りの部分を含めた全体像（資源の回収から利用まで）を想定して提案することが必要です。

地球環境再生に有効であっても、直接的に資源循環を構築しない方法（対象物質の排出を削減・抑制する方法等）は対象外とします。よって、回収した物質を有益な資源に変換せず、貯留する方法も本公募の対象外となります。但し、従来の貯留技術とは異なる新規技術であり、かつ回収技術との高い適合性等を有する有望な方法については、その調査・検討を含めることは可とします。

また、地球温暖化又は環境汚染の要因となっている対象物質と、回収や無害化の対象物質が異なるような方法も対象外となります。

研究開発の水準については、現在は取り組まれていない挑戦的なものを対象とします。また、現在の研究開発段階については、現在はラボレベルからベンチ試験レベルの技術に関する研究開発を対象とし、既にパイロット規模もしくは試作品レベルにある技術に関する研究開発は対象外とします。

②制度の推進体制

本公募により研究開発をマネジメントするプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）、研究開発内容及び、研究開発実施者を含めた研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を原則複数選定し、MS 目標達成に向けた複数のプロジェクトで構成される研究開発プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。NEDO は、CSTI が決定する MS 目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、プログラムディレクター（以下「PD」という。）として公益財団法人地球環境産業技術研究機構（RITE）副理事長・研究所長の山地憲治氏を任命します。PD は、MS 目標を戦略的に達成していくためのポートフォリオ（プロジェクトの構成（組み合わせ）や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画。以下、「ポートフォリオ」という。）を構築し、プログラムを統一的に指揮・監督します。制度の詳細や PD、PM 等の役割、研究開発の実施方法等については、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」をご参照ください。

(3) 事業期間

事業期間は 2020 年度から、最長 10 年間とします。ただし、CSTI は、研究開始時点から 5 年目（2024 年度）に MS 目標の達成に向けたプログラムの継続・終了を決定します。

なお、当初契約は原則 3 年間とし、実施計画が 3 年を超えるプロジェクトについては、ステージゲート審査等の結果を踏まえ、契約を延長又は計画の見直し、中止等を行います。ステージゲート審査の実施時期は、原則として、研究開始から 3 年目（2022 年度）、5 年目（2024 年度）、8 年目（2027 年度）としますが、研究開発の内容に応じて必要があると認める場合には前倒しで実施します。

(4) 予算規模・事業規模

1 プロジェクトあたりの上限額は定めませんが、複数の PM 及びプロジェクトを採択します。また、事業に必要な予算は研究開始から 5 年分の予算として、これまでに 204 億円の基金が造成されています。

3. 応募要件

複数の法人により応募するものとします。応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす企業、大学、技術研究組合等です。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、提案する研究開発目標の達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 提案の代表機関は、本邦の企業又は大学等であり、PM 候補者の所属する機関であること。なお、提案時点で PM 候補者が所属していない場合でも、採択後に所属予定であれば提案は可能です。また、PM 候補者の国籍は問いません。
- (5) 当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。なお、将来における社会実装を見据え、プロジェクト期間中に企業等を実施体制に加えること又は自らが起業すること等を計画する場合には、研究開始時点においては大学等のみによる応募も可能とする。
- (6) NEDO が提示した業務委託契約標準契約書（案）及びムーンショット型研究開発事業に関する特別約款に合意すること。
- (7) 本事業は、安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）（※1）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）（※2）に属する企業等が、提案書の実施体制に含まれている場合は、本事業の対象外とする。

※1, ※2 「輸出貿易管理令別表第3の2」「輸出貿易管理令別表第4」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law02.html>

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 12 部（正 1 部、副 11 部）及び電子ファイル（CD-R または DVD-R。Microsoft Office 2013 で編集可能なデータとし、PDF は不可。）を作成し、以下の提出期限までに郵送にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。なお、提案書は日本語または英語（一部または全部）での提出を受け付けます。

（公募期間：2020年2月20日（木）から2020年6月2日（火））

- (1) 提出期限：2020年6月2日（火）正午必着

※新型コロナウイルス感染症対策に伴う提案準備への影響を考慮し、提出期限を2020年5月20日から6月2日に延長しました。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 ムーンショット型研究開発事業推進室 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

※封筒に『「ムーンショット型研究開発事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※国外企業等の場合で、表紙の原紙の提出が間に合わない場合は、写しでも可とします。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1,2,11 を御参照ください。別添 3 に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・提案書の提出部数は、12 部（正 1 部、副 11 部）です。

(2) 提案書に添付する書類

- ・提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）1 部（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書 1 部
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3 年分）1 部
- ・NEDOが提示した業務委託契約標準契約書（案）及びムーンショット型研究開発事業に関する特別約款に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）
- ・PM候補者の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添4を参照ください）
- ・若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添5を参照ください）
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添6を参照ください）。
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は（4）を参照ください）。

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者に後日送付しますので、あらかじめ別添7の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。外国企業・大学等で研究機関 ID を新たに取得する必要がある場合には、問い合わせ先のメールアドレスまでご

連絡ください。登録方法をご案内させていただきます。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「PM 候補者研究経歴書 (CV)」及び「主要研究員研究経歴書 (CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。なお、NEDO は内閣府等からの求めに応じて、PM 等に上記の情報に加えて各種情報提供をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

PD 及び外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が MS 目標、研究開発構想に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的である等、効果的な体制となっているか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対

策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

viii.総合評価

また、若手研究者(40歳以下)や女性研究者がPM候補者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

なお、研究公正等の重要性に鑑み、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、技術情報の管理等についても考慮します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、実施計画(予算を含む)の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年

- 2月20日 : 公募開始
※公募説明会は中止しました
6月2日 : 公募締め切り
6月中旬～7月中旬 (予定) : 採択審査委員会 (外部有識者による審査)
7月下旬 (予定) : 契約・助成審査委員会
8月上旬 (予定) : 委託先決定
8月上旬 (予定) : 公表 (プレスリリース)
10月頃 (予定) : 契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款及びムーンショット型研究開発事業に関する特別約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

研究開発の途中段階において、実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添3)を変更し提出していただきます。

(5) PM候補者研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

PM候補者と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添6を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(9) 知財マネジメント

本事業は、NEDO ムーンショット型研究開発事業における知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。

また、本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただきます。

(10) データマネジメント

本事業は NEDO ムーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添9を御覧ください。

また、先進的なデータマネジメントとして、オープン・クローズ戦略に基づき研究データの保存・共有・公開等の区分を明確化し、研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) 等の活用を図るなどにより、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促進します。

(11) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)により NEDO に報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(15) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本事業においても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業にて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(16) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 10 のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(17) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(18) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(19) 研究開発資産の帰属・処分について

a. 資産の帰属

委託業務（企業・公益法人等が委託先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。（約款第 20 条第 1 項）

※委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。

b. 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

なお、NEDO 帰属資産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分の制限を受けるため、処分に際して経済産業大臣による条件が付される場合があります。

(20) 使用言語

本公募要領は日本語を正文とします。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとします。

9. 説明会の開催

公募説明会及び個別相談会を全国各地にて開催することを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての日程、会場の開催を中止といたしました。本公募に関するQ&Aをまとめた資料をNEDOホームページに掲載しますので、ご確認ください。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関するお問い合わせは、公募締切の1週間前までに限り下記宛のメールでも受け付けます。また、個別相談（Web会議あるいは電話会議での相談）も可能です。個別相談をご希望される場合には、以下のメールアドレス宛てに複数の希望日時および個別相談の形態（Web会議または電話会議）をご連絡ください。具体的な実施方法を別途ご案内します。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 ムーンショット型研究開発事業推進室

E-mail : moonshot-office*nedo.go.jp（「*」記号を「@」に置き換えて下さい。）

11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1645>

なお、内容については、本事業に限りません。

関連資料

ムーンショット目標4「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」研究開発構想

ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針

基本計画

2020年度実施方針

提案書の様式

別添1：提案書作成上の注意、表紙、本文

別添2：総括表・委託先総括表の様式

別添3：研究開発成果の事業化計画書

別添4：PM候補者研究経歴書及び主要研究員経歴書並びに若手研究者及び女性研究者数の記入について

別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添6：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添7：提案書類受理票

別添8：NEDOムーンショット型研究開発事業における知財マネジメント基本方針

別添9：NEDOムーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメント基本方針

別添10：契約に係る情報の公表について

別添11：提案書要約版

参考資料1：追跡調査・評価の概要

業務委託契約書（案）、業務委託契約約款及びムーンショット型研究開発事業に関する特別約款

(参考) 提案者の違いによる提出書類の整理

資料名	代表機関	代表機関以外の 提案者（再委託 先を除く）	再委託先	備考
表紙	要	要	不要	
利害関係の確認について	要	要	要	<u>一つにまとめることも可</u>
提案書本文	提案ごとに1つ			
別添 2 総括表	提案ごとに1つ			
別添 2 委託先／研究 分担先／分室総括表	要	要	要 <u>（別添 2 の様式 を準用した「再 委託先／共同実 施先総括表」）</u>	
別添 3 研究開発成果 の事業化計画書	要	要	要	<u>共同提案やコンソーシ アム等で研究開発を進 める場合であって、将 来の実用化・事業化に 向けた取組を共に進め る場合は、それぞれが どの様な計画に基づき 実用化・事業化につな げていくのかを明確に した上で、まとめて記 載し提出しても可。</u>
別添 4（様式 1） PM 候補者、（様式 2）主任 研究員研究経歴書	要	要	要	
別添 4（様式 3） 若手 研究者及び女性研究 者数の記入	<u>事業者ごとに記載が必要 （提出は提案ごとに1つ）</u>		不要	
別添 5 ワーク・ライ フ・バランス等推進企 業に関する認定等の 状況について	<u>事業者ごとに記載が必要 （提出は提案ごとに1つ） （海外機関は不要）</u>		不要	
別添 6 NEDO研究 開発プロジェクトの 実績調査票	要 <u>（企業のみ）</u>	要 <u>（企業のみ）</u>	要 <u>（企業のみ）</u>	
別添 7 提案書類受理 票	提案ごとに1つ			

<u>別添 11 提案書要約版</u>	<u>提案ごとに1つ</u>			
<u>会社案内（会社経歴書、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）</u>	要	要	要	
<u>直近の事業報告書</u>	要	要	要	
<u>財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）</u>	要	要	要	
<u>契約書（案）に疑義がある場合は、その内容を示す文書</u>	<u>必要な場合のみ</u>	<u>必要な場合のみ</u>	<u>必要な場合のみ</u>	
<u>e-Rad 応募内容提案書</u>	<u>提案ごとに1つ</u>			